

(第一類 第八号)

第九回国会
衆議院

厚生委員會議錄 第四号

(二〇九)

昭和二十五年十二月四日(月曜日)

午後二時十分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君

理事青柳 一郎君 理事金子與重郎君

中川 俊思君 松井 豊吉君

丸山 直友君 亘 四郎君

清藤 唯七君 柳原 三郎君

堤 ツルヨ君 福田 昌子君

渡部 義通君 松谷天光光君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 一之君

(主計局長) 厚生政務次官 平澤 長吉君

厚生事務官 慶松 一郎君

(業務局長) 厚生事務官 安田 巖君

(保健局長) 厚生技官 東 龍太郎君

(医務局長) 委員外の出席者

厚生事務官 久下 勝次君

(医務局長) 厚生事務官 中村 光三君

(業務局長) 厚生事務官 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

十二月一日

委員木村榮君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として渡部義通君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員田中元君及び松永佛骨君辞任に

つき、その補欠として小玉治行君及び今村長太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員小玉治行君及び今村長太郎君辞任につき、その補欠として田中元君及び松永佛骨君が議長の指名で委員に選任された。

同日

松永佛骨君が理事に補欠当選した。

十二月二日

国立療養所天龍荘に新購写真機設置の請願(足立篤郎君紹介)(第二一四号)

医療法の一部改正に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二一五号)

療養所における病床回転の根本対策に関する請願(福田昌子君紹介)(第二一六号)

看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願(寺島隆太郎君紹介)(第二一七号)

同外一件(大石ヨシエ君紹介)(第二一八号)

同(橋直治君紹介)(第二二〇号)

同(林百郎君紹介)(第二二〇六号)

同(柄澤まき子君)(第二二〇七号)

同(福田昌子君紹介)(第二二〇八号)

同(松谷天光光君紹介)(第二二〇九号)

遺族年金支給に関する請願外二十一件(高橋等君紹介)(第二二二一号)

同月三日

看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願(岡良一君紹介)(第二四〇号)

同(門脇勝太郎君紹介)(第三八〇号)

同(大石武一君紹介)(第三八一号)

国民健康保険に対する給付費国庫負担の請願(坂田英一君外一名紹介)(第三四一号)

日南海岸国立公園指定の請願外二件(田中不破三君紹介)(第三八二号)

遺族援護強化に関する請願(川野芳満君紹介)(第三八三号)

一股保健婦の身分保障に関する請願(福田昌子君紹介)(第四一四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

療養所病床増設に関する陳情書(仙合市東北七界自治協議会長佐々木家壽治)(第一一六号)

看護婦養成所に対する国庫補助の陳情書(関西経済同友会代表幹事大原清一郎外一名)(第一一八号)

はり、きゆう、あん摩、マツサージを健康保険扱いとする陳情書(神奈川はり、きゆう、あん摩、マツサージ師会柏木文治)(第一四二号)

保健所支所設置費国庫補助の陳情書(鹿児島市鹿児島県議会議長増田静)(第一四九号)

鹿児島県下南薩地区に国立療養所設置の陳情書(鹿児島市鹿児島県議會議長増田静)(第一五〇号)

児童福祉法実施に関する国庫補助制度確立の陳情書(神奈川県社会福祉協合理事長梅崎英雄外十二名)(第一八三号)

遺族援護に関する陳情書(東京都千代田区三年町一番地日本遺族厚生連盟会長長島銀蔵)(第一九〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)

毒物及び劇物取締法(内閣提出第一九号)(予)

療養改善問題に関する件

寺島委員長 これより会議を開きます。

まず理事及び小委員の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事及び看護婦制度に関する小委員の松永佛骨君が、昨三日に委員を辞任したため、したので、現在理事及び看護婦制度に関する小委員が欠員となつております。ただいまこの補欠選任を行いたいと存じますが、本日再び委員に選任せられ、また松永佛骨君を、理事及び看護婦制度に関する小委員に再び選任するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

寺島委員長 御異議なしと認め、まして、さよう決定いたします。

寺島委員長 まず薬事法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法案の両案を一括して議題とし、質疑の通告順によつて、これを許します。丸山直友君。

丸山委員 毒物及び劇物取締法に關し、二、三の質問を試みたいと思ひます。

第三條の三項に「販賣業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は「云々」ということがあるのであります。この「販売し、授与し」というような行為は、現在農業とかを農会等においてこれを一括購入して農民にわたつておるというふうなことが行われておるのであります。農会等がそのことを行う場合には、その農会等も、あるいは農業協同組合というふうなもの、これを販売し、授与するものとして、当然認可を要するものと相なる次第でありますか、いかがでありますか。一時に質問いたしますと混乱いたしますから、一つずつ伺ひたいと思ひます。

農松政府委員 農会等も当然毒物劇物販賣業の登録をせしめるつもりであります。

丸山委員 今まではどうなつておりましたか。

農松政府委員 現在におきまして、毒物劇物取締法によりまして、許可をされておる次第でございます。

丸山委員 さうにいたします。

す。本法案のねらつておられます目的は、私どもよく了解せられるのであります。これが運用にあたりまして、農薬その他を含んでおきます関係上、これを實際に取扱います上におきまして、何らかの支障を生ずる危険はないかという意味をもちましての質問なのであります。まず漸次に、条文の順序に従ひましてお伺ひしたいと思います。

第三條の三項に「販賣業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は「云々」ということがあるのであります。この「販売し、授与し」というような行為は、現在農業とかを農会等においてこれを一括購入して農民にわたつておるというふうなことが行われておるのであります。農会等がそのことを行う場合には、その農会等も、あるいは農業協同組合というふうなもの、これを販売し、授与するものとして、当然認可を要するものと相なる次第でありますか、いかがでありますか。一時に質問いたしますと混乱いたしますから、一つずつ伺ひたいと思ひます。

農松政府委員 農会等も当然毒物劇物販賣業の登録をせしめるつもりであります。

丸山委員 今まではどうなつておりましたか。

農松政府委員 現在におきまして、毒物劇物取締法によりまして、許可をされておる次第でございます。

丸山委員 さうにいたします。

と、こういうところを扱います。毒物劇物は、比較的危険のない野菜の駆虫剤のようなものを扱つておると考えますが、そういうものに對しては、試験は、やはり他のものと同一な試験でなくてはならぬか、あるいはもう少し平易な、簡単な試験でよろしいのではないかと、いふふうにも考えられますが、この点はいかがお考えになりますか。

○慶松政府委員 その点につきまして、現在におきまして考慮を加えておるとございまして、特に農業用品等に関連しまして、品目を限定いたしまして取扱わしめるといふような形で、それらに必要な限度における知識の試験を与えておる次第でござい

○丸山委員 この点は、公布の日から即日施行せられることになるわけでございまして、その二項の三号によつて、解毒剤の名称を今後記入しなければならぬ。解毒剤の名称等は、厚生省令で定めなくてはならぬわけでございまして、これは今までなかつた規定じやないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○慶松政府委員 今日まではござい

○丸山委員 そうしますと、これを至急定めまさんと、この法律の運用に困るわけでございまして、もうすでにこれはできておりますものでございませうか、あるいは遅滞なくこれが発効せられることになるわけでございませうか。

○慶松政府委員 これは標示の問題でございまして、標示に關しましては、一年の猶予期間を設けてございまして、そしてこの解毒剤につきましては、目

下駄ものの方におきましても慎重に審議しておる次第でございまして。

○丸山委員 同じく十二条の三項に、毒物または劇物を貯蔵し、または陳列する場所に、文字を表示するといふようなことがございまして、この場所を露きますべきには、はつきり申しますと、具体的にはどういふことを意味するのですか。たとえば、倉庫の入口とか、部屋の入口とかいふような意味でございまして、はつきりひとつ御返事願ひます。

○慶松政府委員 この場所の意味は、たとえば、毒物劇物が貯蔵してござい

○丸山委員 倉庫といふ意味と相なりまして、この倉庫には毒物がしまつてあるといふことが、はつきりするわけでありまして、従つてこれが盗難を防止するといふよりも、むしろ毒物の存在を明らかにして、かえつて盗難のおそれを促進するやうな危険がないかといふことをおそれるのであります。その点に關しては、どうお考えになりますか。

○慶松政府委員 もちろん丸山委員のおつしやいましてやうな危険も、なきにしもあらずでございまして、むしろ私どもがこの法律を定めたに存じます意味は、保健衛生上の見地から申しまして、その倉庫なりあるいはタンクなりの取扱ひについて、十分な注意を必要とするといふ意味からも発しておることを、御承知お願ひいたひのでござい

○丸山委員 第十六条の第三項の「第一項の政令で指定された毒物は、同項

の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授与してはならない」とありますが、この「技術上の基準」といふのは、もうすでに定められておられますか。もし定められておらないとすれば、いつごろこれは定められるお見込みでございませうか。

○慶松政府委員 この十六条の点でございまして、今回この法律案を出します一つの大きなねらいは、四エチル鉛によります被害を起すという点もござい

○丸山委員 御検討中であることなりまして、若干の時日が必だと思ひます。必要でございまして、その間製造、輸入、混入、販売あるいは授与といふことがとまるわけでございまして、そういうことは何らの支障を生じないといふお見通しでやつておるのでございませうか。

○慶松政府委員 法律の公布までには、成案を得る見通しでございませう。

○丸山委員 二十二条の規定ですが、「前条の規定は、毒物劇物営業者以外

○慶松政府委員 私どもの考えでは、大体メッキ工場でありませうか、あるいは染料工場でありませうか、そういう工場それ自身を考へておるのでございまして、農業等につきましては及ぼさないといふつもりでおるのであります。

○丸山委員 大体了解いたしました。質問はこれで打ち切ります。

○金子委員 ただいまの丸山委員の質問の中にあつた事柄であります、その点第八条の規定の取扱者の問題ですが、これにつきましてももう少し詳しく説明願ひたいと思ひます。「厚生省令で定める課目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱試験に合格した者」こゝにいう項目で、主として農業の取扱者を一応取締るというふうなことに見えるのであります、この省令といふものは、一体課目でどの程度の講習というふうな形式で受けなければならぬと思ひます、講習期間を置けばパスできる程度のものか、その点詳しく説明していただきたいと思います。

○慶松政府委員 もちろんこの取扱者あるいは業務上取扱者でございませうが、これに關しましてはいろいろな段階が考へられるのであります。工場等においてこれを取扱う、あるいは農家で取扱ういろいろございませうが、その中で特に問題になりますのは、農業者とその業務上取扱うところのものについてでありまして、それにつきましては、ごく簡単な試験を行つてもございませうことは、ただいま申し上げた通りでございませうが、大体一週間ぐ

らいた講習会でも受ければ――農家で使います劇物毒物は、ごく限度されたものでございまして、たとえば硫酸鉛とか硫酸石灰とか水銀の製剤等が今日農業用の劇物毒物として考へられておるものでございまして、これらに關します取扱ひの注意を知つておればまず通るものであると考へられるのでございませう。但しそれらにつきましても、全然知識がないとか、あるのは勉強なりをしないで、そういうものを取扱うことは、危険でございませうから、その意味におきまして、なるべく簡単な試験をいたす、こゝにいう所存でございませう。

○金子委員 ただいまの質問は、明確でなかつた点があつたかもしれませうが、私が今お聞き申し上げたのは、その取扱者といふ限界について質問したのであります。農民が個々の農業をするのに、講習を受けるなどということであつたら、これはお話にならぬことであつたら、今そういうふうにあなたのお話は受取れましたので、その点も少し聞きたい。

○慶松政府委員 私の言ひ方がまずかつたのでありまして、それは農民が使いますやうな製品を販売する者といふ意味でございませう。

○金子委員 そうしますと、農民の使用するといふことは、今後の取扱ひの限界にはなつていないということですか。

○慶松政府委員 さうでございませう。

○金子委員 それでは次に質問を申し上げます。大体一週間ぐらゐの講習の知識の程度といふことで、概略納得できたのであります、この点特に私

は、大蔵省なからなく大蔵省においても最も明瞭なる河野主計局長の手先にかかるとのことであつて、河野君の所番地を私が患者の代表に教えるから、諸君二十名ばかり、バスに乗つてよろしく河野邸に参つて、刺を違つて烈々たる叫びをあげられよと私が申したら、吾人はすなわち隔離患者であつて、その意思を河野さんに述べんとするも、その法なきにつき、委員長より委員会の席上にて明確にその旨を河野さんにお伝え願ひたいという、離れ小島にとざされておる癩患者の血涙の叫びでございます。今や追撃線上に立つております癩病患者に対して、ヒューマニズムの考え方に立たれまして、一掬の同情をお与えくださつて、これら患者に「プロミン・プラス造血剤アルファ」の予算措置をお請じくださる意思ありやいなや、この点お伺ひいたします。

○河野政府委員　プロミンが癩病に対する非常な特效薬であるということが発見されました、斯界のためにまことに喜ばしいことであります。昨年からこのプロミンを全部國家で買ひ上げて癩療養所に配給しておることは、寺島さんよく御存じの通りであります。前年におきましては、一グラム四十五円というところで大体予算を見ておつたのであります。これは御承知のように限られておる会社であり、また会社経理もはつきりいたしております。それから増産に伴ひましてだん／＼と單価が下つて来るというやうな事情がござりましたので、そういう点につきまして、大体一グラム三十二円程度でできる、またこれで採算が合うことになりましたので、最近実はそのように買上

け單価を改訂しておる次第でございます。明年年度におきましては、癩患者全員にこれを支給するという趣前で、これに対する経費を明年予算に計上するつもりであります。ただいま申されました造血剤の問題であります。これが四十五円の中にプロミンと別に入つておつたかどうか、この点はいろいろ調査いたしませんと、私も何とも申し上げかねるのであります。造血剤につきましては、現在癩患者につきまして、薬品代というものが相当計上せられておりますので、その経費の有効使用によつて、できるだけ寺島さんのおつしやるような方向にこれを使用いたしたい、こう考える次第でございます。

○寺島委員長 四十何円のコストの中には、会社のレポートがあつて、一、二の造血剤は買つておりましたが、それは別個の問題といたしまして、現実には五体の中に集つておるレブラ菌をこわそうとするプロミンが、すなわち変じて人間の健康体をそこの薬である。われ／＼が癩療養所に参りますならば、その癩患者の結節はとれ、そのうみはすでにとれておりますが、なんとその顔色の青きことよ、すなわち非常な貧血状態は明々白々である。ゆえに、これはあくまでではなく、明白なる問題として、患者の切実なる要求でありますので、ぜひこれはお入れ願えますように、特にこの席でお願ひ申し上げます。これは結構でありますとか他の病氣でありますとか、河野さんの机の前についてデモもでき、ストもできる、あるいは場合によつてはいろ／＼なこともできましようが、彼らに限つてできない問題なるがゆえの、特に厚

生委員長としてあなたにお願ひいたしたい。これは主計局長だけの問題ではないのですから、案外持て御答弁を願ひたいのであります。

次に癩の療養に携わつておる医官の問題であります。御承知のように村山をもつてするも、一日に二回しか八王子に出る交通の便宜がない。子供が学校に行く時代、すなわち少年時代もしくは中学時代、大学を卒業する時代まで、どうしても癩病のためにやろ／＼という情熱をたぎらせて癩病の病院に勤めるといふことも、その距離が遠隔でありますために、その医官は中途でその志を投げなければならぬという例がある。この例は、今やまさに敵を迎え撃とうとする結核その他の問題について、また別個に新しい情熱として考へられましようけれども、追撃戦になつておる癩のようなものに對しましては、もう少し少く少くがほしいのだ。現に、もう少し看護婦があればという看護婦も、医者よという叫びが、癩療養所の中にはうごめいてます。こゝういふ声なき声を代表いたしますと、これは私どもの共同責任ではございまして、うが、先般の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案によりますと、いよ／＼明々白々、これが伝染の可能性を持つております癩病に携つておる看護婦、医者が、従来さへ看護婦と医者とという叫びの前には、きつて狭き苦難の十字架であつた道が、さらにとゞざされて、今日においては大蔵省において、現在四谷の暖き部屋のスチームに暖をとつて、今や一國の財政を、赤いペンシルを持つてやつておる河野主計局長と、ほとんどの何号俸も違わぬいかる矛盾、離れ

小島にあつて、追撃戦に、人道のためをやつておる人と、巾のあまりに狭きことを見るならば、一個の政治家として、これは政党政派の問題ではない、もう少し巾をあげて、彼らの優遇的措置を講じて、この國民の忌まわしき病氣、文明の一つのシンボルだとさへ言われてゐる癩病を撃退するために、今医者がほしいのだ、看護婦がほしいのだという切実な叫びの前に、あなたの一瞬の涙をたれて、そのペン先になる数字の操作によつてお金をお与えくださるならば、これは癩患者諸君の喜びのみならず、日本文化のために、ことに好ましい問題であると思つてあります。かたくならずに、フランクな氣持でひとつ河野主計局長のヒューマニズムを信じつつ、御答弁をお願いいたします。

○河野政府委員 現在癩療養所におきまして、医師看護婦がな／＼得られまいというところは、御承知の通りでございます。これはもう寺島さんよく御存じの通り、こゝういふ特別の病氣の性質と、いま一つは待遇等の点にあることは、お説の通りであります。明年年度におきまして、私どもといたしましては、相当程度——もちろん癩療養所がふえる関係もございまして、医師を増員いたしたいと考えております。

待遇の点でございますが、現在こゝういふ特殊の勤務に従事いたしております者については、いわゆる調整号俸というものがございまして、一般公務員より二号ないし四号俸程度多少高くなつておるのでございます。しかし今回の一般職職員の給与改訂に関する法律におきましては、その他の調整号俸をもちつておる職員との権衡上、これを

多少上げております。これは一般的な権衡上、やむを得ないところでございします。そのほかいわゆる危険手当、あるいは特殊勤務手当でございしますか、そういうものを相当支給してある次第でございます。この問題は、結局癩療養所に従事する職員の職階というものを、どういふふうに定めるか。非常に猥褻的に、自分を忘れて職務に勤精せられておる職員を、公務員法上のいかなる職位職階につけるかという問題でございまして、これは本年度末までに、人事院におきまして職階制の具體的な適用がはつきりいたしました際に、おきまして、十分私に考慮せらるべきものであると考えております。給与の問題につきましても、その点に即応して考へたいと存する次第であります。

○寺島委員 河野さんの実に明確な御答弁をいただいたので、速記録に付して、これを村山の全生園もしくは等々に送りまします。患者諸君の喜びの顔色は、実に顔前にほうふつするのです。が、どうか観念上のものではなく、危険手当の形式でもよろしい——厚生省の役人がちよつとあれしつて、間に、この間の一部改正法律案が通つてしまつて、ちよつと逆行したギヤツプのようなものができて来ておりますが、この問題については、やはり何といたしますか、近代の財政の司令塔に立つておるあなたに特に折り入つて患者を代表する質問でありますので、こゝにねがはくは實際上のものにしていただきたい。主計局長に対する質問は右両点で了承いたしますから、これはどうぞ實際上のものにしていただきたい。次に厚生省の医務局長にお伺ひいた

します。これは委員長の質問だということ、これはおぼろげな、フランクな氣持でお答え願ひたい。それで、癩療養所に初めて行つてみた。これは何べんも行く性質のものかどうか、がしらぬが、まあ行つてみた。そうすると、私たちのような若い政治家が、ある種の人生觀をえけるのです。そこで私は各大学を見てまわつたときに、癩病という病氣が一年に何べん発生するか皮膚科に聞いてみた。衆議院に入入りしてゐる医者は、東さんの東京病院の先生で、慈恵大学の持場です。その慈恵大学の皮膚科に行つて聞いてみると、二年に一べんくらいしか患者の発生率がない。ところが、あなたの統計によつてみれば、一万数千人に迫つて、一撃滅戦だ。いかに体育に關する医学の泰斗である東先生の診断でも、ひよつとしたら誤診があるかもしれない。町に、あるいはカフエーにいる者と、今村山にいる者の顔色は、あまり違わぬ。プロミン発生以来、実に驚いた。今日はインタンの組合と稱する諸君が大分こゝへ来ておいでになるが、これらの諸君は、河野さんにも委員長から言うてくれという質問があるのです。これはウエイトは、癩患者から見れば第二号だということになるのであるが、インタンを受けてゐる。とこゝろが、東郷太郎さんから医学士の称号をもらつてゐる医者が、癩病患者に、大学入学以来卒業まで、一べんも接触していない、こゝういふ例が多い。民族の敵であり、民族の純潔を破壊する癩菌に對して、一般の医者がボビエラに癩病の病歴なり生理なりを所見し得るがごとく具体的な対策として、

来年度からインダーンに細則を設けて、医者たらんとする者は、一週間ぐらゐらば必ず癩病院のインダーンを受けなければならぬといふことになれば、片たや一面において公衆衛生上における癩病の知識もまたボビニヤーになり、一般の皮膚科の医者としてみやかに証明される。これは主計局長に聞いてもらいたいのですが、一車全部を買い切つて村山の療養所に送るのである。私は千葉県の代議士ですが、千葉県の餓子に患者が発生すると、一人の患者の輸送に汽車賃だけで一万五千元かかる。これらのことを考えますと、厚生省の方においても、片や委員長に頼んで、これらの医者の待遇について、さらにまたプロミンの造血剤についての御努力をお願いのであります。が、厚生省の面から、第一点としてはインダーンの学生をこれに派遣するという具体的措置を行うことについて、フランクなことで行つて、第二点にいたしましては、医学のオーストリテイたる東芝は、お医者さんだからよく御存じでしょうが、封建制度といつてもお医者さんほど封建的なものはない。院長御回診となると、うしろへなべ、かまを持つた者が二十人ぐらゐつて行く、まるで昔の元帥の亡霊のようになつてゐる。そういうオーストリテイの中において、癩病について研究しておるのは、東瀧太郎局長の管轄下の研究所を繰り広げてゐるならば、ただ芝の元の厚生省の予研の一部に類する研究の一部があるといふあわれむべき状態である。結核については結核あり、各大学において、各種のこれを追撃する方法がある、た

またま篤志の研究者がプロミンを発見されて、これに寄与せられたのみならず、結核に関する療養所をつくつたり、人類のために東芝も努められましたが、ぜひ癩病に關しても研究所をつくることに尽力せられまして、金をまわしていただけたらどうか。右二点についてお尋ねしたい。

○東政府委員 ただいまの御質問が御意見の第一点であります。インダーンの課程の中に癩を正規の課目として入れるということでありまして、私どもが考えましても、なるべくインダーンの間には、あらゆる病気に接して、そして一人前の医者になつた場合には、何に接しても間違ひないようになつたいのは、やま／＼であります。とにかくインダーンの期間が限られておるといふこと、これがおもなる理由であります。その中に多数の課目をほうり込んでおるので、結局その点から制約を受けて、いろ／＼まだうんとやらせたい、癩も一つであります。結核についても一つ／＼インダーンの間にやらせたいとは思いますが、これも割愛しなければならぬという状況でありますので、今ただちに癩をインダーンの中に正規のものとして入れるということは、たといそれを願望いたしましても、ちよつと実現困難ではないか。それから学校で教育中において、癩患者に接することの少いことは、仰せの通りであります。従つて、多くの医者が癩の診断について十分の知識を持つていないといふことも、これも事実であります。また癩そのものが、もとのよりましては診断も容易であります。多くの癩、ことに初期のものについては、よほどの専門家でないと、

的確な診断ができないといふこともあろうと存じます。そういう点から言へば、インダーンの間に十分これに対する指導を与えることは、なるほど仰せの通り必要であります。必要であることを知りながら、インダーンの正規の課目の中に今ただちにを入れることは、困難であらうと私は存じます。むしろ今のようなお話もありましたし、またインダーンの審議会という一つの機関を持つておきまして、インダーンの生活についてのあらゆる問題について十分な検討をしていただくということになつております。ことに今日こういう席で問題に相なりましたので、次の、しかもそれは比較的最近に開かれますが、その席上へ持ち出して、一つの話題として研究することにいたします。

○寺島委員 最後の一つごく簡単に――さつきの河野さんの答弁は、癩患者を前に置いて、およそこれは八十五点の答弁ですが、今の東局長さんの答弁は、平素御意ですが、六十点は行きません。それはレ・ミゼラブルの牢獄の中に入られたような被らは、これが結核の患者であるとか、一人、二人起つて来る赤痢の患者ならば、医務局長の卓をたたいて、口角あわを飛ばしやうもあるのですが、彼らは拘禁せられておる。それに尋ね行くわけ／＼にのみ、その意思を表する意外にならぬ。癩療養所に入つてゐる者は、まるで牢獄に入つてしまつておるやうなものです。厚生委員会においても、幾多の命題を持つておる。私は、社会事業においても、およそ三十三の施設を見歩いておるが、他のものはあるルーによつてこの国会へ来て意思表示をすることができでしよう。陳述をすることもできるでしよう。小坂幸太郎君は算委員で私の親友だし、河野さんは算の關係を扱つておられるので、患者代表者が一箇連隊ぐらゐ引き連れて予算委員会に陳情したらどうかといふやうな知恵をつけても、それができない彼らなんです。だからやはりインダーンの制度の中に入れられて、そして民族の病氣であるものを、現実の問題としてこれをなくするといふことにお努め願ひたい。現在ほうそ

だとか何とか言ひます。私はアメリカへ行かなければならぬといふので、ほうそをつけたれたけれども、ほうそりの患者は見たことがない。前に林野庁の長官が何か、あなたはほうそりをなさつたのかと聞いた、しまたと言ひましたが、そのくらのものではない。ほうそりにおいてかくのごとき国帑と絶大なる情熱を注いでおられる厚生御当局が、いわゆる牢獄に入られたやうなレ・ミゼラブルの癩患者なるがゆゑに、これは六十点の答弁として承つておきますが、どうか次回には百点の御答弁を願へるよう要望をいたしまして、私の質問を終り、委員長席にもどりま。

○松谷委員 ただいまの寺島委員長からの御質問に對しまして、主計局長は、来年度においてはプロミンを患者全員に与えられるようにしたいといふお話でございました。これはもう寺島委員長の言われるやうに、ほんとうに命の、明日の問題として考えておられる患者さんたちが、どんなにか喜ぶだらうと思ひますから、具体的大体的にお見通しでございまして、主計局としてはどのくらいものをプロミンの予算としてお与えくださるやうな御予定でございまして、承りたいと思ひます。

○河野政府委員 明年度の予算は、大体大綱はましまりまして、最後の点についてまだ未定のところがござい

ますが、この問題に關する限り、ただいま委員長に申し上げました通り、全員に支給するつもりでございまして、大体一万一千人分程度の薬を買い上げまし

た。それから第二番目の御質問でありまして、癩の研究施設の設置は、これはすでに国立癩療養所の十何人かの所長が年々やります所長会議におきまして、ほとんど毎回のごとく話題になりまして、すみやかに癩研究所を設立してほしいといふ要望が強いのであります。これは私もぜひともさうなものをほしいと存じますから、もしさうな研究所を設けるならば、現在日本の癩の問題を最も多く扱つてゐる国立癩療養所の一部に附置するといひますか、あるいはその近くに設けるといひのが最もよろしいと存じます。研究材料と申しますか、研究の資料から申しましても、すべての点において、これを離れた、たとえば東京の本郷のまん中とか、目黒のまん中に設けるといふことよりも、国立癩療養所の一部の中に設けるのが最も適当だと存じます。

○青柳委員長代理退席、委員長着席

○河野政府委員 明年度の予算は、大体大綱はましまりまして、最後の点についてまだ未定のところがござい

ますが、この問題に關する限り、ただいま委員長に申し上げました通り、全員に支給するつもりでございまして、大体一万一千人分程度の薬を買い上げまし

た。それから第二番目の御質問でありまして、癩の研究施設の設置は、これはすでに国立癩療養所の十何人かの所長が年々やります所長会議におきまして、ほとんど毎回のごとく話題になりまして、すみやかに癩研究所を設立してほしいといふ要望が強いのであります。これは私もぜひともさうなものをほしいと存じますから、もしさうな研究所を設けるならば、現在日本の癩の問題を最も多く扱つてゐる国立癩療養所の一部に附置するといひますか、あるいはその近くに設けるといひのが最もよろしいと存じます。研究材料と申しますか、研究の資料から申しましても、すべての点において、これを離れた、たとえば東京の本郷のまん中とか、目黒のまん中に設けるといふことよりも、国立癩療養所の一部の中に設けるのが最も適当だと存じます。

て配給いたすつもりでございます。金額といたしましては七千五、六百万円程度になるかと存じます。

○松谷委員 重ねて質問しておきます。その額は大体厚生省から申請の額は主計局でお削りになったのでございましょうか。

○河野政府委員 厚生省から御要求になりました人数そのままを計上してございします。

○寺島委員長 松谷君、まだ大分あります。あなたの割当の健康保険の質問が残つておるのですが。

○松谷委員 健康保険の質問は取下げまして、この方の質問をなるべく簡単にいたします。

東医務局長もおいででございますので、お二人に關係するのですが、主計局長にちよつと伺いたいことがありますが、今の主計局長のお話で、大体厚生省の予算通りにこれは主計局長さんのお言葉を信じないわけではありませんが、厚生当局としても、七千五百万円程度で、厚生省が考えられておるところの、全患者に対するプロミン予算として、十分の予算であるというふうにお考えでございましょうか。

○東政府委員 私の方は金を扱う役所ではございせんので、人数さえ全部くれば、七千五百万円でも、八千万円でも、八千五百万円でもけっこうでございます。一万一千人の全患者に与えられれば、それで満足であります。

○松谷委員 これは医務局長にお伺いしておきたいのですが、今度二十六年度こそは、希望通りに七千五百万円、全患者分としてとれるようでございますが、その場合に、あとは病院管理を

十二分にしたいだきたいと思ひます。今までも予算は相当分とれておりましたけれども、病院が患者に実際にプロミンを使用いたします際において、自費患者に優先的に使われるようになつております。これは先ほど寺島委員長もお話になりましたように、十二分に陳情のできかねる状態の中にあることも、医務局長は御存じだろうと思ひます。今度こそは、おそらく問題が起らずに行けるだろうと思ひますが、なお一層病院管理の面で、十二分の御研究と熱意を持つて、せつかくの予算を活用していただきたいと思ひます。

○東政府委員 ただいまの御注意十分承りましたが、国立療養所におきましては、いわゆる自費患者というものはおられないのであります。全部が国費療養の患者というところに相なつております。希望があるのにその薬を使つてもらえないという不平は、私の方にも直接参つております。あの薬の必要のある者はかりでなく、全部使えるようにしたいのであります。全部使える薬といえども、まつたく副作用がないわけではありせんので、いわゆる医療上の必要から使わないという場合はやむを得ませんが、そうでない限り、全員に使わせるように指導いたしたいと存じております。

○松谷委員 プロミンが病状によつて効果がどのくらいあるかということ、は、先生方の御意見に従うのが最もよいと思ひます。私も決してそういう点を申すのではありません。今自費患者はいないと申しましたけれども、私及び全生園などにも参り、あるいは患者からも陳情を受けておりまし

て、やはりそういう幾つかの不行届き不合理が行われているらしいという懸念もなきにしもあらずでございます。注意いたしたいと思ひます。

第二の点は、先ほど寺島委員長がやはり御質問になつておられました、最初結核病院の従業員に対する調整号俸の切下げの問題でございます。これについては、先ほど主計局長の答弁で、一般職としてやられたのであるからやむを得ないというお言葉が、うかがわれたのでございしますが、この点、私厚生委員といたしまして、どうしても納得が行かないのであります。私ども、やはり感染の危険性を十二分に持つております結核であるとか、あるいは肺病であるとか、その他特に苦勞の多い病院の従業員に対して、この調整号俸を実施するようにいたしましたことは、相当大蔵当局の努力のあつたことも承知しておりますし、また厚生当局と綿密な交渉の上によつてきつたという、苦しかつた経験も知りますがゆえに、今ここで調整号俸が切り下げられて行くということは、厚生当局にとつても大きな問題であると思ひます。ことに私も厚生問題を取扱つて

いる者としていたしましては、見のがせな問題でございします。ただ一般職だからやむを得ないという主計局長のお言葉は、私は受取れないわけでありまして、これを切り下げられるにあたりまして、これは大蔵当局だけでお考えになられたのでございましょうか、あるいは人事院からもお見えだそうでありまして、人事院と大蔵省との話し合ひでなされたのでございましょうか。この間、実は厚生省の医務次局長がおいで

になつておられまして、次長は全然知らなかつたと、この委員会でおつしやつておられました。最も關係の深い厚生当局に何ら相談なくして、号俸の切下げが実施されているのでございましょうか、その辺のいきさつを、もう少し詳しく伺わさせていただきますと思ひます。

○河野政府委員 従来一般職の職員の中で、特殊の者に調整号俸という措置があつたわけでございます。つまり一般職の職員はほかに、税務とか警察とか検察官とか、そういったような特別の俸給表適用を受けた者がございします。そのほかにいわゆる調整号俸といひまして、特殊の者には、同じ十級ながら十級の職、同じ経験年数あるいは学歴等の者につきまして、特殊の勤務にある者は、いわゆる調整号俸といひまして、多少高い号俸を受けておつたわけでございます。この点はいろいろ沿革的な理由がございまして、いわゆる六千三百七円ベースのときには、一般の公務員は三六・五時間という一週間の勤務時間であつたわけでありまして、そういうことで一六六三ベースができたのであります。その後におきまして、これは昨年の一月一日からであります。三六・五時間が四十四時間に延長になつたわけでありまして、しかし俸給表は元のままで行つておりますので、一般の職員にとりましては、勤務時間がよくなりましたが、むしろ従来の均衡の上からいへば、特別のそういう調整号俸を受けておられる方に近づけるという考え方が、どうしても今回の給与改訂の問題としてあるわけでありまして、

それから職務の特殊性の問題であります。これはどの程度がよいか、非常に判断がむずかしい問題であります。これはある程度給与制度が乱れた点もございまして、多少ア・ト・ラ・ダムと申しますか、恣意的であつたようなところもあるわけでありまして、この調整号俸にはいろいろ種類がございまして、たとえば、療養所の職員等もそうでございますが、電通、郵政等の現業職員についてもございまして、その他食糧管理あるいは職業安定所、燈台の職員とか、いろいろ種類があるわけでございます。この職務の特殊性をどの程度見るかといふことにも關連するのであります。こゝろいつた問題は、むしろそういう調整号俸といふ号俸の問題もございしますが、特殊勤務手当といふようなことが一つございします。たとえて申しますと、僻地にある職員には僻地手当として考え、あるいは危険な職務においでになる方は危険手当として考える、そういうような考え方が一つございします。それから先ほど寺島委員長にもお話し上げましたように、職階制といふものが本年度末までにいよいよできることとなります。そうしますと、これ／＼の職に當つておられる方は、ほかの方との全体の權衡から考え、どの程度の職階にして、どの程度の号俸を得させるのが適當であるかといふことが近くなります。そういう点で必ず考えられる問題でありまして、この際早急に職員のベース・アップをやる措置をいたしましては、従来の体系を一応そのままにいたしまして、調整号俸の分だけは従来の沿革そ

の他にかんがみまして、ある程度是正をいたす、これは切り下げると言ふと語弊がございますが、むしろ一般職員の方を近づけるというふうな意味合いで言つたのでございます。すなわち一人頭千円というものをどういうふうにわけるか、各職員にわけるといふに号俸給をきめるかという問題について、これを考えたのでございます。全般的な、根本的な問題につきましてはいづれ人事院において十分御検討に相なることと私は了承いたしてあります。

○丸山委員 願患者の方からのいろいろな要望事項を、実は私は先般願書が出ておりました紹介しておりますから、その節あらためて伺ひ申し上げますが、ただ昨年以來ひつかつかつておりました問題をちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。例の願患者に對しては、犯罪を犯した願患者に對しては、これを收容する刑務所がないといふために、願患者はいかなる犯罪を犯しても処罰できなくなり、遂に草津の例の撲殺殺人事件まで起つたといふことになつて、願患者の専用刑務所をつくることを、先般報告書の中にも書いて要求しておいたのでありますが、その後の経過及び予算措置はどういうふうに進んでおりますか、ちよつとお伺ひしておきます。

○河野政府委員 願患者の刑を受けるべき者の場合はどうするか、こういう御質問のように思ひましたが、これは前からそういう御希望がございましたが、九州の熊本、池田、熊本所の一部をこれに充てることにいたしましたので、明年度予算におきましては、当該金額を計上するつもりにいたしております。

○宣委員 たま／＼委員長の発言のうちにインスターン制度の問題がありまして、私は本日陳情書を、私の最も尊敬するかつての同僚であつた綱島正典先生から頼まれたのでありますが、この日本の医療を向上させる意味におきまして、実地習練の機会を与えるといふことで、このインスターン制度ができて、私はこの制度はたいへんけっこうな制度だと思つております。しかし一面このインスターン制度に制約を受けておる学生の、あるいは学生と申しますのは不適当でありますからしりませうが、要するに実習生であります。これらの方々の身分保障といふものが、何ら確立されておらない。そのために経済上非常に困難に陥つておるといふ現状をただいま承つたのであります。それで医務局長のお話によりますと、インスターン審議会といふものがあつて、それがいろいろ審議の結論によつて、これらのものを一括して取扱つておるといふように拝聴したのであります。ところが、このインスターン審議会は、やはり審議会であれば、当然諮問機関であつて、その決定はあながち執行されないものだと思つておりますが、現在の状態におきまして、このインスターン審議会におきまして、これらのインスターンの実習生に對する地位の向上、あるいは生活擁護をはかるために、何らかの措置が考慮されておる現状でございます。どうか、いかがでしようか、ちよつと医務局長さんにお尋ねいたしたい次第であります。

○東政府委員 ただいまの御質問にありましたように、インスターンというものが、学生でもなく、しかしながらまだ医者でもない。まことに中途半端な身分にあるために、いろいろと日常生活の上にも不便があるといふことは、この制度の当初から、インスターンの中から絶えず叫ばれておる声でありまして、私も決してその叫びに對して耳をおおつてゐるわけではございません。また宣委員の所へ出されておりました陳情書の内容は、いづれ詳しく伺ふことと存じますが、おそらくインスターンに關するあらゆる問題はすでにいろいろの方法によつてこのインスターン審議会の委員の方々、また厚生当局へも十分に達しておることであらうと思ひます。それにつきましては、私もいたしまして、少しでもインスターンの身分が明確になり、そして日常生活の不便が除かれるようにいたしたい、そして、それはわれ／＼の力の及ぶ問題から、実は徐々に解決に努めていくわけでありまして、その要求の数と大きさに比べて、今までに私どもの力でなし得ました事柄のまことに小さいことは汗顔の至りでありましたが、審議会といたしまして、私も私どもといひましたけれども、これに對しては、今後ともできる限りの力を尽したいと存じております。またいろいろ問題はインスターンの方からこの審議会の各委員にも、直接個人的な意味においても、十分通じておりますので、その問題の主体は間違ひなく丁承いたしておる次第であります。

○松谷委員 これは主計局長一人の責任ではないと思ひますし、その点は了承いたしておりますが、きょう大蔵當局としておいでになつておりますのは、主計局長一人でありますから、伺つておきたいのであります。先ほど一級職が上つたので、その片方が下つたのではないというお話でございますけれども、一般職が上る場合には、従前に通りにやはりともに上つて行くのが調整号俸の性格で、一度大蔵當局が認めになつたのは、その必要性があるから過去において認めになつたと思ふ。その状態は今日決して変化が来ないと思ふのであります。むしろより以上に調整号俸の必要性があると思ふ。厚生省關係の病院として、その人員不足の点がすでに叫ばれておる、そこへもつて参りまして、この調整号俸の問題が今度のように突然に行われるといふことに對して、厚生行政の運営からいつて相当な支障が来るというところは、厚生當局もはつきりとお認めになつておられるところだと思ふのであります。厚生當局もこれに對して困つておいでになると思ひます。こういう問題を審議なさるのに、どうして厚生當局に御相談なさらないか、あるいは相談したとおつしやるか。そういう点も、また先ほど、現業員は全部そうだといふお話でありましたが、各省と御連絡の上なすつたのかどうか。各省としてもそうでございますが、特に厚生委員会では、厚生省に御關係のある調整号俸の問題にする場合に、なぜ大蔵當局は、厚生當局との懇談の上においてそれをなされないか、つか、そういう点を伺ひたいと思ひます。

○河野政府委員 この一般職の職員の手給の問題につきましては、内閣において――内閣と申しまして、人事院ではありません、内閣におきましていろいろ御立案をなさいましたごとく、給与平均月額千円という問題について、どういふふうにこれを俸給の上に

体系づけるかという問題につきまして、關係各省の當局者が一應集まりまして、基本的な問題、たとえて申しますれば、最低をどの程度に置くか、最高をどの程度に置くか、巾をどうする、調整号俸をどう考えようか、超過勤務手当をどうするとか、こういった一連の問題の方針的なものを一應決定いたしました。その際におきまして、調整号俸といふものは、従来の沿革その他もあり、ある程度一般職員との巾を、こういう給与が引上げになる機会において縮めるもの、やむを得ないにありまして、その案をとりまして、かようになつた次第であります。

○松谷委員 そういたしますと、内閣において大體立案されたといふことは、その通りだと思ひますが、その場合に厚生大臣は了承しておつたといふふうに了解してよろしうございませうか。

○河野政府委員 その点は、私はどういふふうになつておりましたか存じませんが、各省當局が二回ほど集まりまして――もちろん調整号俸の切下げという点について関心を持つておる向きでは、非常な御反対もございましたが、いろいろお話し合いをいたしましたので、ある程度はやむを得ないだろうといふことで、一應事務的の結論をつけ、次官會議を経て、それから閣議を経て御決定になつた、こういうふうには了承しております。

○福田(昌)委員 インスターンのことについて、主計局長にお尋ねいたしたいと思ひます。インスターンに對する給与の問題はインスターン制度確立以來、これはインスターン各位の熱烈なる希望が

あつたのであります。東医務局長は、非常に好意的に、この制度に対して厚生当局の許される範囲において御尽力をいたしたい、私ども感謝しておるものであります。主計局長の立場において、厚生省からどういふような御相談をお受けになつたかということが一点、それから本年度インターン制度に対して、給与の面なりあるいは予算面において、どれだけのことをお考えになつておるか、御説明願いたいと思ひます。

○河野政府委員 いわゆる実地習練と申しますか、これにつきまして、医師の國家試験制度がございまして、今度こういう方面をまず／＼充実しなければならぬという厚生省当局の御要請を十分勘案して、予算を編成いたしておられます。ただいまのところ、インターンをせられる方の給与については、特に考へておりませんが、実習面に充てられる施設等につきましては、ある程度の補助金を考へておる次第であります。

○福田(昌)委員 私は、厚生省からどういふ御相談をお受けになつたかというところを、御質問申し上げたのであります。

○河野政府委員 どういう相談と申されましても、ただいまのところ何でございまして、医師の実地習練については、前々から優秀なる医師をつくるというところで、そういう施設に対する補助金の増額、あるいはそのための特別の設備について、たび／＼御相談を受けておりますが、一時に急激にこれを拡充いたすということも、財政の都合等によりましてなかなか困難でございしますが、できるだけ厚生省の御要

望に従つてこの方面を拡充して参りたいと念願しておる次第でございします。

○福田(昌)委員 その御好意は、まことに感謝にたえないところでありますが、金額の点について、明細な御報告をお聞かせ願いたいと思ひます。

○河野政府委員 ただいま手元に資料を持ちませんので、どの程度の経費が入つておるか申し上げかねますが、おそれく数百万円の経費が入つておると存じております。

○福田(昌)委員 と申しますと、現実のインターンの習練費に対して、一人当り年額五十円というより低いところではなく、幾らか増額されておるといふことになるのでありましようか。

○河野政府委員 ただいまのところ、一人当り五十円というところで計算をいたしております。できるだけ財政の都合を見まして、でき得れば増額したいと考へております。

○福田(昌)委員 施設費については、どれだけの増額されたのですか。

○河野政府委員 病院等の施設に対しては、ただいま福田委員の御指摘の通り、一人当り五十円、それから習練に当られます医師にたしか二千四百円、こういうふうな経費を現在計上いたしておる次第であります。

○福田(昌)委員 インターン生一人当り年額二千四百円というのは、これは決定された額でございまいしょうか。

○河野政府委員 二千四百円と申しますのは、医師の実地指導をなされる場合における手当として計上したのであります。この経費につきましては、本年度この程度の金額を計上いたすつもりであります。

○福田(昌)委員 ただいま主計局長の

お話を承つておりますと、精神的には非常に御努力をいただいたように聞かれますが、現実の問題におきましては、インターンに何らの考慮を払われていない、従来通りであるという結論になると思ふのであります。われ／＼といたしましては、従来インターンの血の叫びをるる繰返して来ておりました立場からいたしまして、当局のその態度に對して、きわめて遺憾の意を表したいのであります。従つて、今後とも私はインターンの、再三にわたる、この陳情書にもありますような、その心を心といたしまして、行政面において親心のある措置をおとりになることを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○委員 ただいまのインターンについての、福田委員の御質問に対する主計局長の御答へは、主計局長自体これに對する御認識がないように、私そばにおつて拝聴しまして、はなはだ遺憾に思ふのでございします。でありますから、次の委員会までに、もう少し医師當局と大蔵當局とが打合せをするなり、また統一したお考えをお持ちになるなりして、抽象的な御答へでなしに、もう少しつ込んだお答へのできるように、出直していただきたいと思います。それを主計局長にお願いいたします。

○寺島委員長 業事法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法案を一括して質疑を継続いたします。金子與重郎君。

○金子委員 質問が中絶いたしましたので、先ほどの質問と幾分重複するかも知れませんが、なるべく重複しないように申し上げます。

私はこの取締りの趣旨は、全体的に賛成できるのであります。が、さいせんちよつと申し上げたように、これが実施されますと、本年全国で取扱ひました毒物の金額は莫大なものになりますので、そうしますとここに一番問題になるのは認可の問題であります。その取扱者の認可の資格を漫然とこういうふうに抽象的にきめておきますと、これが末端に行きますと、資格があるなしというふうな問題で、それが営業利益に關係いたしますために、問題がよそにそれと、別なところで問題を起すというところは事実であります。それと同時に、今度は協同組合で農業を扱うことを、いろ／＼薬剤師からつづまされて、協同組合では、相当むづかしい試験を受けなければこれを取扱へないというふうなことがかりにあるとすれば、これは農村のためにも非常に不幸なことであり、思想的にも悪影響を及ぼすのでありますから「厚生省令で定める科目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者」というような点を前にあるように厚生省令で定めるところの科目によつて都道府県の講習を終了した者というように、もつと安易にこれを直される考へはありまじやうか。そういうふうにしては、私は今の農業としてきめておるもの、しかも農業に対しては——なるほど、応用化学の点からは知識がないかもしれないませんが、農林における技術員にいたしましては、エーゼントの出現にいたしましては、一応農業の科目を卒業しておるべきでありますから、その程度のものでかんべんした方がいゝのではないかと申すのであります。

それからの一つは講習を受けるのに五百円、また資格をとるのに五百円というふうなことは、以前私の県のごときは県の親心をもつて、県費をもつて一週間ぐらいの講習会をやりましたが、今度は講習費として五百円、また試験に受かつた者に免状をくれるのに五百円、これは何に使われるのであるか、このくらいのものでは県費でもつて出してもいいのではないかと思ひますが、この点についていかにお考えになりますか。

○豊松政府委員 ただいま仰せになりましたこと、まことにごもつともな点が多々あるのでございしますが、まず私どもが考へております省令におきましては、従来は毒物劇物取扱者の試験は、筆記試験と実地試験にいたしまして、ただ筆記試験に合格した者だけしか実地試験を受けることができないという規定があつたのでありますが、今回われ／＼はさらにこれに加へまして、都道府県知事が必要であると認めたとときは、前二項の規定に基いて毒物劇物の品目を限定して行うことができるといふことを、ここにはつきりと省令にうたうことにいたすつもりでございします。従いまして、これによりまして、はつきりと品目を限定して試験を行うことができることになりました。それをするにやつて、試験がよほど楽になり、また受ける人の気持ちの点から申しまして、また受ける人が受かる点から申しまして、十分楽になると私どもは考へるのであります。

なお次に、現在の販賣資格を持つております者は、この法律の施行されました際の登録は、この法律の施行後一箇年間、現在販賣業の許可を持つておる者につきましては認める所存でござい

ございます。

なお、おたのしみは御説でございますが、できますならば、この案のままでお通し願いたいのでございます。ただ私どもは現在の規定の運用によりまして、仰せになりましたような点は十分目的を達し得ることと存するのでございます。

なお、講習会の受講料につきましては、五百円云々というような規定は、全然ございません。

○金子委員 委員長の申されましますに、今日あとの短時間でこれの質問を打ち切りたいというふうな御希望でありますので、本来私の申し上げることが、質問や討論やらに幾分及んで非常に見識なものであると思ひますが、審議を急ぐ関係上、そういうふうな形で発言をお許し願いたいと思ひます。

今政府委員の答弁にあることと目体が、非常に危険なんです。というのは実害なくように考慮して取締の方針でありますとか、あるいは善処いたしましたとか、そんなことを言つておつても、法律を出してしまつと、末端に行くと、その不明瞭さが非常に問題を生ずるのであります。法律を出したときに、その考え方が一番いけないと思ふのであります。ここで問題になりますと、その点については弊害のないように善処いたしますと言ふが、法文に書いてないから、地方に行きますと、地方の役人の考え方大きく響いて参るのであります。そういう点から行きますと、私としては、これをもう少し少し実際に即した形に修正する御意思があなたにないと思ふ、今度はあなたの方で出そうとする課目、試験のやり方なり、あるいは具体的な政令案はこ

うあるべきだという、そのものに対する検討をしておやになるならば、この程度の抽象的なものでございしかねないだろうということも納得できれば、私は賛成できるものでありますけれども、この程度の抽象論では、あなた自身農林経営をおやになつたこともなければ、実際に即した苦は経験も持つておられないのであります。そうして毒物、劇物の取締りをするという観点だけであなたは考へになつておる。それはあなたがさつき説明した通りであります。それが実社会に持つて行かれたときに、営業権や利益の対象として、これがたまたま問題になるのであります。

それからもう一つ追加しておきますが、こういうことをひとつお考へ願ひたい。この法令は、劇毒物をその正しい目的に使われないで、悪い目的に使われることを防ぐためにつくるのであります。今年国家は農産物増産のために、農薬に対してたくさん予算支出をしたのであります。これを営業者だけに扱わせますと、増産の目的に使われないで、それを横に流すと非常に持つて行くならばもうからないためにも、営業者に扱わせる場合には、ややもすると毒物としての直接の弊害はないけれども、国家の使用目的に使われず、行かないというふうな、大きな毒害を流すこととあるのです。それでありますから、公共的な地方の団体に扱わせないならば、その点はさしつかへはないのであります。こういふように不明瞭なことになつておりますと、果によつては、あの程度の知識では劇毒物を扱う資格はないとかいふようなこ

とで、非常に問題になると思ふのであります。今から七、八年くらい前に、この問題が非常に問題になりました。ホルマリンなども、農薬団体に取扱いができなくなるようなはめにまで至つたことがあるのであります。そういうことを考へますときに、皆様から見ると、何でもこんな小さい問題にこだわるのだからと思われるかもしれませぬが、それは全国の農村のことを考へますと、非常に重大な問題でありますので、私がしつこく食い下るのは、その点にあるわけでありま。この通りにおやになるというならば、品目ごと

に試験を受けるなどということは、試験などというものは薬剤師でも完全に試験にパスする力があるかどうか疑問である。要するに大学課程でどう試験を受けるか、われ／＼が専門学校を出たところで、今日試験されたならば、こうして国家の代表だなんて言つても、筆記試験で記憶力テストをされるならば、おそらく中等学校の資格にも欠ける。われ／＼に今幾可や代敷や三角の試験がパスできるかといつても、自信はないのであります。それと同じように、試験はきわめて記憶力だけの問題で、問題を残されるのであります。それは看護婦試験の問題でも、そのほかにもたくさん出て来る問題であります。そういう点から行きますと、私は所定の課目の中の何の課目と何の課目の講習を受ける、そうしてその人たちにそれだけの知識を与えて扱わせるというふうな形においてこの取扱者と

いふものをきめる。もちろんそれは、私は特定の仕事をする人に限しての話でありまして、一般の劇物取扱業者を

そうしようというのではないのであります。それから、その点十分誤解のないようにお聞きと願ひたい。この点は要求のようになりまされども、この結論を急ぐというふうな委員長のお話でありますので、意見まで入れて申し上げたわけでありま。

○農林政府委員 ただいま仰せになりましたことについては、従来もしばしば問題が地方に起つておることを私も承知いたしております。それに關しましては、昭和二十三年あたりからたび／＼通牒を地方に出しておりました。たとえば、農薬会における事業管理組合が毒物劇物取扱業者となる場合の処置についてとかいふ案件について出しておりましたが、その都度農薬協同組合等では、決してやましいことを言わないで、よく常識の範囲においてこれを許可するような措置をとられたといふ通牒を出しておる次第であります。これらのこともございまして、それらの点も考へてございまして、私どももいたしましては、ただいま仰せになりました点を十分考慮に入れました。この法案が成立いたしましたあかつきにおける通牒、その他地方庁の者どもに對します講習その他によりまして、御趣旨の点を徹底させたいと存する次第でございます。

○金子委員 最後に申し上げますが、それほど実情がおわかりになつておつて、そしてしかも取扱量において、今後の農薬病虫駆除のための農薬といふものは、農薬が進歩すれば進歩する

ほど、たとえば普通作物よりも柑橘、蔬菜が今は重点であります。本年頃からいよ／＼普通作物に至るまでこの病虫害に入るといふ段階において、私は全国の毒物の中の総体量のパーセンテージも相当大きく占めて来ると思ひます。それほど実情がおわかりになつておるならば、なぜ法律の中に特別の条項なり何なりを設けようとしないうで、そしてとくとこれから実際に即するよう、省令々々というように、あなたの方の権限だけでそれを持たれようとするのか、その点はどういふわけですか。

○農林政府委員 この法律におきましては、たとえばこの農薬法等におきましても、試験の課目あるいはその他に關しましては、特に法律規定をいたしたことはございませぬし、またいざさか増末にわたると存じます。その意味におきまして、私どももいたしましては、特例を設けませぬで、この運営の面におきまして十分の考慮を払いたいといふことが眼目でありま。

○金子委員 私の質問の仕方が下手なのか、あなたの答弁がいてとらわれがあるのか。私はあなたにとらわれがあると断定するから、繰返してくだいようですが、申し上げます。それならば、この特別の条項が相当の大きな分量を占めておるから、講習会の課程を終了した者といふふうにしていただいで、どこに弊害が生じて来るのか。もちろん法律の中に、こまかい政令まで煩瑣なものを入れるものでないからいふことは、私も常識で知つておるものであります。法律の中にそういう条項が相当大きくある。ここに幾つかの例をあげておるならば、その例をもつと

軽いものにしていいじやないか、こ
ういう考え方でありませう。

○慶松政府委員 その点につきま
しては、繰返して同じことを申し上げ
ますが、第八号の第一項の三、「厚生省
令で定める科目につき、都道府県知事
が行う毒物劇物取扱者試験に合格し
た者」で御了解願えらうと思ひますが、
いかがでございませうか。しかもそ
の科目につきましては、都道府県知事
がその科目を決定して定めるところに
てあれば、農業だけの科目で試験をす
るというより、やり方によつてできると
私は思つております、いかがでござい
ませうか。

○金子委員 なぜできないかと申し
ますと、その科目の出し方とか、試験の
やり方というものは、一つの程度が
あるものであります。そこでこの第二
の厚生省令で定めた学校で応用化学に
関する学課を修了した者も、五年な
り八年後になつてこの科目を試験す
れば、おそらく九九%落ちるのです。だ
から、このところでの程度の知識
は必要だといふので、講習の科目と講
習の時間を定めて行くならば、それを
修了した者といふことで第三項もは
いれるじやないか、こゝういう考え方な
いのです。

○慶松政府委員 ここにある第八号の
第一項の三における「厚生省令で定める
科目につき」云々という意味は、私
どもとしては、厚生省令で定める科目云
云の点におきまして、農業に關します
る除外規定を設ける趣旨なのでござい
ますが、さう御了承願ふことはでき
ないでしようか。

○金子委員 その点はわかるのです。

特殊な科目しか扱わない業者に対して
は、特殊な科目に対してのみ試験科目
を与えるというふうな今の御答弁はよ
くわかるのでありますが、「都道府県
知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格
した者」といふものを、ことさらにど
うして試験しなくちやならぬのか。一
方は厚生省令で定めた応用化学の学課
を修了した者といふものはすでにパス
するわけでありませう。それならば、一
方は全体でなくとも、この部分のもの
に對しては、それを一つの課程
を修了した者でいいじやありません
か。

○中村説明員 今のお話ですが、この
三号の方の「試験に合格した者」とい
はした理由は、現在農業を扱つて
いる者が、農学校を卒業した人だけに
限定されれば、それを修了した者とい
ふことではないのでありますけれども、
それ以外にやはり長く農業を扱ひまし
ても、いろいろのものを修了しない者
ないしは一週間の講習会をする場合
話もありませうけれども、そういう農業
者に実際に業務を行う人があるといふ
ことと、もう一つは、この三号は農業
関係の者だけを想定しておらないので
ありまして、具体的には、現在は農業
関係が問題になつておりますけれども
も、將來まだほかにもそういう業態があ
ります場合に、やはり法律としては、こ
ういふふうな試験に合格したとい
う、そういう新たな事態に應じて、実
情に即した試験をやつて、それによつ
て合格した者という規定を入れておけ
ば、いろいろの場合に案に入りますか
ら、それでこゝういふ書き方をいたし

たわけでありませう。それで一号、二
号までは非常に具体的で、応用化学を卒
業しておれば、大体毒物劇物の取扱人
にする資格があると思ひます。三号に
至りましては、いろいろの事情から、
必ずしも現在やつておられる方以外
でも、そういう業務に習熟した方が出
て来る場合もあり得ると思ひますの
で、いろいろのものを包括できる規定
を入れた、こゝういふふうな御了解を願
ひたいと思ひます。

○金子委員 了解できない。くだい
うですが、時間の空費で非常にもつた
くないと思ひますけれども、役人的な
考え方と、われ／＼が実際の社会を
通したものの見方とは、どうしても食
ひ違ひがございませう。役人の場合は、適
用を広くした法律をつくらせてさへおけ
ば、どんなことでも広く解釈できて便
利なことは私どもよくわかりませう
が、今これを扱つておられる人たちが試験
を受けなければならぬといふふうな考
え方は、実際問題として、非常にい
けない問題が起ります。といふのは、試
験といふことになりませうならば、一
つの五課目なら五課目を与へる。そうし
て試験といふものは記憶力がそこで字
に現われなければ、第三者からいつで
も証拠として非難を受けるものです
よ。ですから、かりにこの問題で争
うものがあつて、参りまして、そうして今度
は農業関係に扱はせまいといふ一つの
政治力が出たときに、あの程度の学課
で、こゝういふ課目で、現にこの程度の
点しかとつておられ、それがこゝうでは
ないかといふ問題が起るのです。であ
りますから、私が言ひます。そゝうい
ふふうな者に、今講習会程度で扱つて
おるために、どれだけの弊害が出てお

るかといふことです。弊害がなかつた
ならば、実際の場合に適合するような
法律をつくるのが正しいのであつ
て、その点にそんなにこだわる必要は
ないじやないかと思ひます。もしそ
ういふふうなあなたの方ではんとうに
こだわるならば遺憾ながら私どもとい
はしましては、この案には賛成できま
せん。

○慶松政府委員 こゝういふふうにお考
えたいならば、いかがでございまし
よう。それは、たとえば一週間の講習
を受けて、その講習の締めくくりに意
味で試験を受ける。という意味は、講
習を受けても、結局その講習ではたし
どれだけの知識を得たかどうかとい
うことに対しては、これはわから
ないわけではございませう。その締め
くくりに意味で試験をやるぐらいの、
ごく軽い意味にお考えいただいたらど
うでございませう。

○金子委員 講習会をやれば、終りに
試験するのが常識ですよ。講習会等を
やつて、その終了と同時に講習の免状
をくれるのは、一応課程を終えたも
のとして最後のテストをする、そして
免状をくれるといふのはあたりまえの
話で、常識だと思ひます。だから、その講
習会のテストと資格試験といふものと
別個に考える必要はないと思ひます。
ですから、その点は、今私が賛成
するから反対するかと云ふことを、質問
の時間に行うことは非常識だけれど
も、委員長がこれを早く上げたい、ま
た私はこの法の本旨には賛成して
いるのですが、こんな末端の小さな問題で
全国津々浦々の農村に大きな問題を起
すから、それを心配して、このもつた
いない時間を使つてゐるのです。その

点はやはり役人の方においても、こ
だわらずにお考えになる方がいいじや
ないか。これは、わが党は賛成だ、わ
が党は反対だといふような醜いやり方
でなく、実際に国民のためにいふやうな
法律をつくるのが一番いいわけであ
ります。私はこれで私の質問は打ち切
りますから、この次に出て来る場合に
は、あなたの方の省令案なるものの具
体的なものか、ないしはさういふふう
にお考え直しをするか、それをこの次
の會議にかけていただきたいといふこ
とをお願いいたします。

○寺島委員長 それでは現段階にお
いては、両法案に対する質疑の通告は他
にありませんので、委員長から一点慶
松政府委員にお尋ねしたいのです
が、最近のヒロポンであるとか、アド
ルムであるとか、こゝういふことで社会
をにぎわしてゐる諸問題に対して、こ
ういふ機会に一応の内部的な制約を行
うお考えがあるかどうか、そゝういふ
ことに対する意見を、すらすらとお聞かせ
願ひたい。

○慶松政府委員 私どもといたしまし
ては、それらの覚醒剤あるいは催眠剤
等によりまして、これが正當な医療以
外の目的に使はれて、そのために
青少年を害するとか、あるいは中毒者
をつくりまして社会にいろいろの問題
を起し、あるいは悪を流すことにつ
きましては、まことに遺憾に存じてい
るものであります。たとへば覚醒剤につ
きましては、製造数量の制限、あるいは
販売につきましては、医者の処方箋
指示に基かなければ売らせないとい
ふような手を、しば／＼打つてゐるの
でございませうけれども、現在の薬事法に
おきましては、これの製造を法的に禁

止するのには、いかにいいじやないか、こ
ういふ考え方でありませう。

○金子委員 その点はわかるのです。

たします。
午後四時八分散会

止したり、あるいは製造数量を制限することができませんので、その点に私どもの憤みがあるのでございます。今日では、指導の面におきまして、しばしば製造業者等に対して勧告を発し、あるいは参集を求めて注意あるいは自粛等を促している次第でございます。

○寺島委員長 次に健康保険法の一部を改正する法律案に関する質疑に移ります。前回に続いて通告順により質疑を許します。堤ツルヨ君。

○堤委員 他の質問者の御質問と、あるいは重複することがあるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。せんだつて来審議されております健康保険法の一部改正でありますが、三億六千万円を浮かすことによつてこの赤字を補填して、そしてその残るところの二十五億を昭和二十六年に送り込むというふうな局長の御答弁でございますが、そのようにして赤字を補填して、二十五億を彌縫策でもつて二十六年に追い込まれました場合に、二十六年度の健康保険のこの医療報酬というものはどういふふうになつて行くか。これは私非常に憂うべき問題であると思ふのでありますが、局長のお考えをまず伺いたいと思います。

○安田政府委員 この前お手元にお渡ししました健康保険法の一部を改正する法律案の参考資料というものがあります。そこに收支の關係が書いてあります。二十八億の赤字と申しまして、これは一割は年度末までに保険料が徴収できないだろうということを予定いたしました。そういたしますと、年度末に幾らの金が必要ないかという額が出る。絶対的に不足する額は八億、

従いまして、あとの残りは二十五年度の年度末に入りませんけれども、しかし二十六年度にそれを持つて行きますと、それが入つて来るわけでありまして、それを絶対的な赤字とは私ども考えていない。従いまして、あとは八億の問題だ、こういうことになるわけでありまして。そのうちここに明年度の資料がございまして、三億を今年度におきまして取返しまして、なおまた来年度におきまして、今回御審議願つておりますように、料率を千分の六十にしていただきますれば、ちやうど計算はとんとんになる、こういう計算がこの四ページにございます。一番最後のところをごらんになりますと二十六年度の保険料率というのがございまして。上が二十六年にどれだけ支出しなければならぬかという額でございまして、百七十六億かかるわけでありまして。明年度の平均報酬月額が七千三百五十円でございます。それに今度は月数をかけます。平月被保険者数は三百三十九万人でありますから、それをかけますと報酬が出て来るわけでありまして。それで支出總額を割ると〇・〇五九一になりますから、〇・〇六をとると、まだ余るという計算になります。しかしこれは来年の年度末にすらすらとれたときの計算でございまして、そういうことで御了承を願います。

○堤委員 ただいまの御説明で一応了承いたしましたのでございますが、局長は今の未収の分をどのように見ておいでになりますか、ちよつと御見解を承りました。

○安田政府委員 滞納は昨年は一割ほどでございました。明年の年度末にお

きましても一割が滞納であろうと考えております。その額が来年に繰越しになります。来年の年度末になると大体そのくらいのもので滞納になるのではないかと、そういうふうにご考慮しております。

○堤委員 御存じのごとく、被用者の方は月給の中から差引かれておるわけでありまして、滞納のあるのは経営者側でございまして。でありますから、今この料率百分の五十五を百分の六十に改めます場合に、一番圧力を強くかけられ、負担を重くされるのはたれかと申しますと、被用者でございまして。私はこのように千円のベース・アップを見込んでこれをとるというふうな局長の考えをこの間お聞きいたしました。まして、まことにけしからんという考えを持つておられるのでございまして。殺生な話でございまして、滞納しないでまじめに納めておられる被用者は、もはや限界点に達しているものでございまして。このような彌縫策でもつてこれをやられるということには、異議がございまして。ことに御存じの通り、去る第七国会におきまして、四月二十二日に厚生委員会でおける決議案を超党派的に提出しまして、その中で「社会保険制度の目下の危機に對峙するとともに之が整備を図るため、出来得る限り速かに」適切な断に国庫をもつてこれに充てられたらというふうに言つておられるのであります。この点を勘案されての政府の御処置であるか、これをお考えに入れられたかどうかというのを、承りたいと思ひます。

○安田政府委員 標準報酬の引上げが少しむりじやないかという御意見です

が、いろいろお見通しがあると思ひます。しかし昨年の四月と本年の四月と比べますと、やはり千五百円ぐらいつておる。これは途中で給与ベースの改訂があつたと思ひます。それから今年の年度初めと来年度の七千三百六十円では、やはり七百円ぐらゐの上り方を見込んでおります。今年もまた給与ベースの改訂があるようでありまして、昨年の半分見込むことは、四月以降の実際の標準報酬の上りぐらゐからみましても、むりではないじやないかと、こういう見通しを立てておるわけでありまして。それから国庫負担でございしますが、おそろくお話の点は医療費に對する国庫負担だと思ひます。私どもも若干の国庫負担があることを希望いたしますけれども、現在のところでは、いろいろ關係からして、それはむりではないかというふうに思ひますので、最後に残された問題として、これは、これよりしようがない。この前の委員会に、堤委員はお出にならなかつたと思ふのでありますけれども、実はこれをやりますためには、ほかに方法がないだろうか、ずいぶん研究したのであります。こういう方法もある、こういう方法もあるというのをこの前も申し上げましたが、いろいろ方法を一々當つてみまして、結局被保険者のためにはこの程度の案が一番影響が少いじやないかというふうな結論に達したやうなわけであります。けれども、この程度はやむを得ぬのじやないかというふうに考えております。

○寺島委員長 本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会い

昭和二十五年十二月十三日印刷

昭和二十五年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所